

町有財産売払公告

町有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年１０月３１日

下市町公告 第３号

下市町長 仲嶋 久雄

１ 一般競争入札に付する物件

以下の物件を入札に付し、売り払う。

【動産：一般】

物件番号	財産名称	登録	排気量	走行距離	予定価格	入札保証金
B－２	ホンダ アクティバン１ 平成２１年式	平成２１年	0.65 L	108,135km	30,000	3,000

※走行距離は令和７年１０月３１日現在。

２ 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第２項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。

（２）個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、及び同法第２条第６号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。

また、個人又は法人の役員等が、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者でないこと。

（３）当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者でないこと。

（４）次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 暴力団員がその経営に実質的に関与している者

イ 事故、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

（５）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。

（６）前記（２）から（５）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。

（７）日本語を完全に理解できること。

（８）下市町インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「町ガイドライン」という。）及び紀

尾井町戦略研究所株式会社が定めるK S I官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾、遵守することができること。

(9) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していること。

(10) 3によりあらかじめ一般競争入札への参加申込をした者であること。

3 一般競争入札の参加申込等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システムの画面上で参加仮申込など一連の手続きを行うこと。

参加申込(本申込)は、仮申込手続きを完了した後、令和7年11月17日(月)までに所定の申込書により下市町財務監理課に一般競争入札への参加を申し込むとともに、町が定めた入札保証金を納付すること。(郵送の場合は、令和7年11月17日(月)消印有効。)

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所：奈良県吉野郡下市町下市1960番地 下市町役場 財務監理課

(2) 期間：令和7年10月31日(金)午後1時から令和7年11月17日(月)午後2時まで

5 入札説明書(下市町インターネット公有財産売却(K S I版)ガイドライン)を交付する場所及び期間

4の(1)及び(2)に同じ

6 現地見学会(物件見学会)を行う場所及び日時

(1) 場所：奈良県吉野郡下市町大字よ邑492-1(旧秋野小学校)

(2) 日時：令和7年11月11日(火)午後3時から午後5時まで

7 一般競争入札の場所及び期間

(1) 場所：紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上

(2) 入札期間：令和7年12月2日(火)午後1時から令和7年12月9日(火)午後1時まで

(3) 開札：令和7年12月9日(火)午後1時から

8 入札の方法

(1) 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は一度しか行うことができない。

(2) 郵便による入札書の提出は、認めない。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、下市町が定めた入札保証金を、指定された納付方法により入札に参加しようとする者の名義で納付しなければならない。なお、入札保証金納入に要する経費(振込手数料等)は入札に参加しようとする者の負担とする。

(2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金は、落札者の者を除き入札期間終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結しない場合を除き契約締結後還付する。(申出により契約保証金に充当する場合を除く。)
- (4) 落札者が、下市町が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は下市町に帰属する。

1 0 契約の締結

落札者は、令和7年12月17日(水)午後5時までに下市町が定めた契約保証金(予定価格の100分の10)を納付の上、契約を締結しなければならない。

1 1 売払代金の納入

- (1) 契約を締結した者は、令和7年12月23日(火)午後2時30分までに、下市町が交付する納入通知書、もしくは下市町の指定する口座への銀行振込により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。
- (2) 契約を締結した者は、申出により既に納付した契約保証金を売払代金の一部に充当することができる。この場合において売払代金と既に納付された契約保証金との差額を、令和7年12月23日(火)午後2時30分までに、下市町が交付する納入通知書、もしくは下市町の指定する口座への銀行振込により納付しなければならない。

1 2 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書(下市町インターネット公有財産売却(K S I 版)ガイドライン)に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

1 3 落札者の決定の方法

入札期間終了後、下市町は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごと売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上かつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDを落札者の氏名(名称)とみなす。

1 4 用途の制限等

落札者は、落札した物件を次の用途に供してはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用途
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第4条第2項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途
- (3) 落札者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務を違反する使用をさせてはならない。

(4) 落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

(5) 上記(1)及び(2)における当該第三者の義務の違反に対する責務は、落札者が負わなければならない。

15 その他

(1) 売却財産は経年劣化、キズ、不具合箇所も多数あることを充分理解した上で入札すること。また、下市町は契約不適合責任を負わない。

(2) 引渡しに関する費用や登録費用はすべて落札者の負担とする。

(3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び場所

ア 名称：下市町 財務監理課

イ 場所：奈良県吉野郡下市町下市1960番地

ウ 郵便番号：638-8510

エ 電話番号：0747-52-0001

オ メール：zaisei@town.shimoichi.nara.jp

(4) 契約書作成の要否 要